

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	自動部品	EU圏外からの輸入手続き	・EU圏外からの輸入品に関して、関税や部品の代価以上の高額な手数料を徴収される。 税関での書類手続きが非常に複雑で受領までに時間と工数が掛かる。 政治的問題で、アルジェリアへの輸出ができない。	継続	・発送元、発送物、内容により検査レベル、関税額をマニュアル化して受け取り側の負担を軽減したい。 ・アルジェリア情報があればご提供頂きたい。	
2	時計協	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
3	時計協	輸入許可	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	日機輸	デジタル課税の拙速な導入、新しい課税の仕組みの不統一・未整備	・OECDをはじめBEPSプロジェクト参加国の間で、電子経済における新たな課税措置の導入が検討され、2021年に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意に至ったところだが、デジタル事業への新たな課税措置を独自に導入しようとする国・地域があり、その多くは売上に対する課税で、法人所得税から控除できないものであり、各国で独自に課税を行うことにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税に繋がることが懸念される。 それに対して、BEPS2.0プロジェクトに関する合意における第1の柱の対象は、全世界の売上高が200億ユーロを超え、かつ税引前利益率が10%を超える多国籍企業（資源採取産業と規制対象の金融サービス業は適用除外）であり、対象となる多国籍企業においては、収入の10%を超過する利益として定義される残余利益の25%が、ネクサス（課税の根拠となる結びつき）のある市場国・地域へ配分されることになっている。	継続	・既にデジタル課税を導入している国・地域は今回の合意を受けて制度を廃止して頂きたい。 ・今後予定される各種条約、ガイダンスの公表と併せ、事業会社の意見を吸い上げるコンサルテーション他、意見表明の機会をしっかりと確保し、限られた準備期間においても実務的にも対応可能な制度設計として頂きたい。	・Law 4/2020 ・BEPS2.0プロジェクト
6. 雇用						
1	自動部品	労働者に有利な労働法、制度	・待遇変更や解雇が非常に困難で、経済状況変化に応じた対応策は皆無し。 また、年功序列、終身雇用が存在し、若手育成の阻害要因になっている。 FY24年から勤務時間も短縮する法案も出て（未確定）おり労働調整が必要になる。	継続	・労働者側に成果主義が働くような環境を希望。	
2	日商	労働者に有利な労働法、制度	・業界別の労働協約に従いインフレ率に連動した賃上げが必須も、物価が減少しても減給はできない。また、待遇変更や解雇が非常に難しく、会社業績に応じた対応が取り難い場合が多い。	継続	・物価減少、著しい業績悪化の場合は、賃下げもできる余地を設けて欲しい。	
3	日商	スペイン国外資産報告義務	・スペイン居住者はスペイン国外に一定額以上の資産（現預金、証券、不動産、暗号資産等）を保有する場合は、帯同家族も含め報告義務あり。 駐在員の所得税に関しては、駐在員優遇税制が適用されているものの、本国外資産報告義務に関しては、銀行での残高証明等の提出も必要であり、日本の銀行では本人申請・受取・登録印鑑が必要な場合も多く、取得が容易ではないケースがある。	継続	・課税対象でなければ報告免除とならないか？	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	身分証明書更新のタイミングと再入国許可証	・身分証明書（NIEカード）は期限失効してからでなければ更新申請ができず、申請後必ず一定期間有効な身分証明書を所持しない状態が発生する（申請中である旨のメールは送信される）。 この更新手続き期間中にスペイン国外へ出国、再入国する場合、再入国許可証の取得が必要だが、本許可証はスペイン国内のみ有効で、他のシェンゲン協定国経由でスペインに再入国する場合、その国で本許可証が有効と認められず入国できない事態が発生するリスクあり。出張、一時帰国等のスケ	継続	・有効期間内（失効1カ月前から等）での身分証明書更新手続き受付。 ・再入国許可証の全シェンゲン加盟国での有効化。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ジュールに制限がかかる。			
2	自動部品	日西社会保障協定による毎年の居住証明書更新義務	・日西社会保障協定締結に伴い、年金の二重払いはなくなったが、駐在員のNIEカード（居住証明書）が毎年更新になり、手続きをして発行されるまでに時間が掛かり、その後数か月で再度更新をする、という不合理な状態。更新期間が長い為NIEカードの期限切れ状態になり、出国時には再入国許可証の発行が必要になるが、これも直ぐには対応してもらえない。	継続	・駐在員特別対応希望。	
3	日機輸	雇用者負担の大きい社会保障費	・雇用者負担比率の大きい社会保障費。	継続	・社会保障費の負担の軽減。	・ Labour law of Spain
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	私的複製補助金制度	・スペイン政府は2017年7月3日12/2017勅令を承認、2017年8月から補助金制度を再導入。	継続	・補助金制度の軽減。	・ Intellectual Property Law
2	日機輸	押収模倣品の保管費用負担増	・模倣品の刑事訴訟において、押収された模倣品を保管するための倉庫費用は権利者負担となっている。訴訟が終結するまで、2～6年を要するため、権利者の金銭的負担が大きい。また、電池等を大量に長期保管すれば、液漏れによる発火の危険性もある。	継続	・押収数が多い場合、金銭的にも工数的にも負担が重いため、全数保管ではなく一定数保管を認める運用に改善してほしい。 ・また、模倣品を長期保管することの危険性を理解し、裁判官によっては、上記運用が認められている場合もあり、全ての案件での適用を希望する。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	医機連	規格の増加と複雑化	・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。	継続	・世界的な規格、法規制の統一化。	
2	医機連	規格の増加と複雑化	・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなっている。	継続	・世界的な規格、法規制の統一化。	・ MDR等
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日商	厳しいプラスチック包装に関する法律	・スペインにプラスチック梱包を含む製品（弊社の場合、化学薬品を入れているプラスチックのドラムやIBCコンテナ）を輸出する場合、スペイン政府に登録しなくてはならない。登録の為には、スペインのタックスナンバーを取得するか、またはスペインに法定代理人を立てる必要があり、スペインに拠点を持たない企業においては登録のハードルが高い。	新規	・登録条件の緩和。	・プラスチック包装に関する法律 (Royal Decree 1055/2022) <a href="https://www.miteco.gob.es/en/calidad-y-evaluacion-ambiental/temas/prevencion-y-gestion-residuos/flujos/envases/registro-productores-producto-seccion-envases.html">https://www.miteco.gob.es/en/calidad-y-evaluacion-ambiental/temas/prevencion-y-gestion-residuos/flujos/envases/registro-productores-producto-seccion-envases.html</a>
2	自動部品	六価クロムの使用禁止	・2029年以降、六価クロムの使用が禁止される。六価クロムの代替品、硬質三価クロムメッキの技術設立が急務。	変更	・可能な限りの情報提供をいただきたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	EU域内における各国国内法の差異	・EUの一部の加盟国で、包装に関する独自要求を盛り込んだ規制が検討、またはすでに公布されている。特に包装の廃棄に関するラベル表示について、スペインでは分別情報の表示が義務づけられている。	継続	・EU市場の障壁となるような要求とならないように配慮して頂きたい。 ・また、メーカーが確実に遵守できるよう、対応の猶予期間を十分に設けて	・ Real Decreto 1055/2022, de 27 de diciembre, de envases y residuos de envases

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			こういった各国での独自の要求は、EU市場の障壁となり、市場に不要な混乱を生じさせる。		頂きたい。	
2	日機輸	自国法令のEU販売法との不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月27日付のスペイン王室令「Royal Decree-Law 7/2021」が2021年4月28日官報に公開された。</li> <li>－5年から10年（製造終了から）のスペアパーツの入手を可能にすること。</li> <li>－商品の配送から2～3年間の法定保証期間。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・域内市場の内部分裂を回避し、EU加盟国内でEUとの連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Royal Decree-law 7/2021 dated 28/04/2021</li> </ul>